

令和7年10月28日

( 条例適用職員 )

### 令和7年度給与改定について

人事委員会勧告等に基づき、令和7年度の給与改定を下記のとおり実施したい。

令和7年4月の民間給与との比較に基づく給与改定等

1 給料表

人事委員会勧告どおり改定する。

2 諸手当

人事委員会勧告どおり改定する。

(1) 地域手当

県内地域の支給割合を令和8年度は0.5%とし、令和9年度に廃止する。

(2) 通勤手当

ア 自動車等使用者に対する手当額を別紙1のとおりとする。

イ 自動車等使用者に対する手当について、「100km以上」を上限とする新たな距離区分を設け、手当額を別紙2のとおりとする。

(3) 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当

ア 地域手当が支給される場合に特地勤務手当の支給額を減ずる措置を廃止する。

イ 手当額の算定基礎について、現に受ける給料等のみを用いることとする。

(4) 宿日直手当

手当額を別紙3のとおりとする。

(5) 初任給調整手当

支給月額を次のとおりとする。

区 分	限度額
医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師等	417,600円
医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるもの	52,100円

(6) 期末手当及び勤勉手当

令和7年度及び令和8年度以降の支給割合を次のとおりとする。

ア 一般職員

区 分		令和7年度	令和8年度以降
6月	期末手当	1.25 月	<u>1.2625月</u>
	勤勉手当	1.05 月	<u>1.0625月</u>
12月	期末手当	<u>1.275月</u>	<u>1.2625月</u>
	勤勉手当	<u>1.075月</u>	<u>1.0625月</u>
計		<u>4.65 月</u>	<u>4.65 月</u>

イ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員

区 分		令和7年度	令和8年度以降
6月	期末手当	0.6875月	<u>0.7 月</u>
	勤勉手当	0.5125月	<u>0.525月</u>
12月	期末手当	<u>0.7125月</u>	<u>0.7 月</u>
	勤勉手当	<u>0.5375月</u>	<u>0.525月</u>
計		<u>2.45 月</u>	<u>2.45 月</u>

ウ 任期付研究員

区 分		令和7年度	令和8年度以降
6月	期末手当	1.725月	<u>1.75 月</u>
12月	期末手当	<u>1.775月</u>	<u>1.75 月</u>
計		<u>3.50 月</u>	<u>3.50 月</u>

3 経験年数換算表

別紙4のとおりとする。

4 実施時期

令和7年4月1日

ただし、2(6)の令和7年度の支給割合を改定する部分については令和7年12月1日から、2(1)の令和8年度の支給割合を改定する部分、2(2)イ、2(6)の令和8年度以降の支給割合を改定する部分及び3については令和8年4月1日から、2(1)の令和9年度の支給割合を改定する部分については令和9年4月1日から実施する。

## 教員給与

### 1 改定内容

国における教員給与の見直しに伴い、次のとおり改定する。

#### (1) 教職調整額

人事委員会勧告どおり、給料月額に対する支給割合を100分の10に改定することとし、令和12年12月31日までは下記適用期間に応じた支給割合とする。

適用期間	支給割合
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

#### (2) 義務教育等教員特別手当

別紙5のとおりとする。

また、学級担任の業務を命ぜられた職員には月額3,000円(複数担任制の場合には月額1,500円)を加算する。

#### (3) 特殊勤務手当

##### ア 教員特殊業務手当

教員特殊業務手当のうち非常災害時等の緊急業務について、支給額を次のとおりとする。

区分	現行	改定後	
(1)保護・防災業務	4時間以上 日額 5,250円	4時間以上 日額 8,000円	
	6時間以上 日額 8,000円		
	大規模 災害時	4時間以上 日額 10,500円	4時間以上 日額 16,000円
		6時間以上 日額 16,000円	
(2)救急業務	4時間以上 日額 5,000円	4時間以上 日額 8,000円	
(3)補導業務	6時間以上 日額 7,500円		

##### イ 多学年学級担任手当

廃止する。

### 2 実施時期

令和8年1月1日

## 別紙 1

## 自家用車等使用者に対する通勤手当（令和7年4月実施）

片道の使用距離	現 行	改定後
4 km未満	2,900円	2,900円
4 km以上 6 km未満	4,000円	4,000円
6 km以上 8 km未満	5,100円	5,100円
8 km以上10km未満	6,200円	6,300円
10km以上12km未満	7,400円	7,500円
12km以上14km未満	8,500円	8,700円
14km以上16km未満	9,600円	9,900円
16km以上18km未満	10,700円	11,000円
18km以上20km未満	11,800円	12,200円
20km以上22km未満	12,900円	13,400円
22km以上24km未満	13,900円	14,500円
24km以上26km未満	15,000円	15,700円
26km以上28km未満	16,000円	16,800円
28km以上30km未満	17,000円	18,000円
30km以上32km未満	18,100円	19,100円
32km以上34km未満	19,100円	20,200円
34km以上36km未満	20,200円	21,400円
36km以上38km未満	21,200円	22,500円
38km以上40km未満	22,200円	23,600円
40km以上42km未満	23,300円	24,800円
42km以上44km未満	24,300円	25,900円
44km以上46km未満	25,400円	27,100円
46km以上48km未満	26,400円	28,200円
48km以上50km未満	27,400円	29,300円
50km以上52km未満	28,500円	30,500円
52km以上54km未満	29,500円	31,600円
54km以上56km未満	30,600円	32,800円
56km以上58km未満	31,600円	33,900円
58km以上60km未満	32,600円	35,000円
60km以上62km未満	33,700円	36,200円
62km以上64km未満	34,700円	37,300円
64km以上66km未満	35,800円	38,500円
66km以上68km未満	36,800円	39,600円
68km以上70km未満	37,800円	40,700円
70km以上72km未満	38,900円	41,900円
72km以上74km未満	39,900円	43,000円
74km以上76km未満	41,000円	44,200円
76km以上78km未満	42,000円	45,300円
78km以上80km未満	43,000円	46,400円
80km以上	44,100円	47,600円

## 別紙 2

### 自家用車等使用者に対する通勤手当（令和8年4月実施）

片道の使用距離	手当額
80km以上82km未満	47,600円
82km以上84km未満	48,700円
84km以上86km未満	49,900円
86km以上88km未満	51,000円
88km以上90km未満	52,100円
90km以上92km未満	53,300円
92km以上94km未満	54,400円
94km以上96km未満	55,600円
96km以上98km未満	56,700円
98km以上100km未満	57,800円
100km以上	59,000円

別紙 3

宿日直手当の改正について

宿日直手当の額を次のとおりとする。

区 分	手当額
庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務	4,700円
村上地域振興局地域整備部三面分室、新潟地域振興局新津地域整備部早出分室及び三条地域振興局地域整備部笠堀分室におけるダムの管理等のための当直勤務	5,600円
消防学校、職業能力開発校、農業大学校及び生涯学習推進課少年自然の家分室における入所生等の生活指導等のための当直勤務並びに高等学校及び特別支援学校の寄宿舎指導員が行う児童及び生徒の生活指導等のための当直勤務	6,400円
児童相談所及び新潟学園における入所者の生活介助等のための当直勤務	
市町村立学校における児童及び生徒の生活指導等のための当直勤務	
高等学校及び特別支援学校の舎監が行う児童及び生徒の生活指導等のための当直勤務	7,700円
警察本部及び警察署における警備又は事件の捜査、処理等のための当直勤務並びに警察署における管理又は監督のための当直勤務	
警察学校における初任科生の生活指導等のための当直勤務	
はまぐみ小児療育センターにおける入院患者の病状の急変等に対処するための医師の当直勤務	22,500円

(注) 勤務時間が5時間未満の場合の手当額は、上記の額に100分の50を乗じて得た額

## 別紙 4

## 経験年数換算表

経 歴		換算率	備 考
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	10割	
	その他の期間	10割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下	
	その他の期間	2割5分以下	部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は「5割以下」とすることができる。

## 別紙 5

## 義務教育等教員特別手当

- 1 一般職の職員の給与に関する条例教育職給料表（三）及び市町村立学校職員の給与に関する条例教育職給料表（二）適用職員

職員 の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	円	円	円	円	円
	1	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	2	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	3	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	4	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	6	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	7	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	10	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	11	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	14	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	15	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	18	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	19	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	22	1,700	1,900	3,500	4,000	
	23	1,700	1,900	3,500	4,000	
	24	1,700	1,900	3,500	4,000	
	25	1,800	2,000	3,700	4,100	
	26	1,800	2,000	3,700	4,100	
	27	1,800	2,000	3,700	4,100	
	28	1,800	2,000	3,700	4,100	
	29	1,900	2,100	3,800	4,100	
	30	1,900	2,100	3,800	4,100	
	31	1,900	2,100	3,800	4,100	
	32	1,900	2,100	3,800	4,100	
	33	1,900	2,200	3,900	4,200	
	34	1,900	2,200	3,900	4,200	
	35	1,900	2,200	3,900	4,200	
	36	1,900	2,200	3,900	4,200	
	37	2,000	2,300	4,000	4,400	
	38	2,000	2,300	4,000	4,400	
	39	2,000	2,300	4,000	4,400	
	40	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41	2,200	2,400	4,000	4,400	
	42	2,200	2,400	4,000	4,400	
	43	2,200	2,400	4,000	4,400	
	44	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45	2,200	2,600	4,100	4,600	
	46	2,200	2,600	4,100	4,600	
	47	2,200	2,600	4,100	4,600	
	48	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49	2,300	2,600	4,200	4,700	
	50	2,300	2,600	4,200	4,700	
	51	2,300	2,600	4,200	4,700	
	52	2,300	2,600	4,200	4,700	

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	2,400	2,800	4,400	4,700	
	54	2,400	2,800	4,400	4,700	
	55	2,400	2,800	4,400	4,700	
	56	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57	2,400	3,000	4,400	4,800	
	58	2,400	3,000	4,400	4,800	
	59	2,400	3,000	4,400	4,800	
	60	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61	2,500	3,200	4,500	4,900	
	62	2,500	3,200	4,500	4,900	
	63	2,500	3,200	4,500	4,900	
	64	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65	2,600	3,300	4,700	5,000	
	66	2,600	3,300	4,700	5,000	
	67	2,600	3,300	4,700	5,000	
	68	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69	2,600	3,400	4,700	5,100	
	70	2,600	3,400	4,700	5,100	
	71	2,600	3,400	4,700	5,100	
	72	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73	2,700	3,500	4,700	5,100	
	74	2,700	3,500	4,700	5,100	
	75	2,700	3,500	4,700	5,100	
	76	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77	2,800	3,700	4,700	5,200	
	78	2,800	3,700	4,700	5,200	
	79	2,800	3,700	4,700	5,200	
	80	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81	2,800	3,800	4,800	5,200	
	82	2,800	3,800	4,800		
	83	2,800	3,800	4,800		
	84	2,800	3,800	4,800		
	85	2,800	3,800	5,000		
	86	2,800	3,800	5,000		
	87	2,800	3,800	5,000		
	88	2,800	3,800	5,000		
	89	2,900	3,900	5,000		
	90	2,900	3,900	5,000		
	91	2,900	3,900	5,000		
	92	2,900	3,900	5,000		
	93	3,000	4,000	5,000		
	94	3,000	4,000	5,000		
	95	3,000	4,000	5,000		
	96	3,000	4,000	5,000		
	97	3,100	4,100	5,100		
	98	3,100	4,100			
	99	3,100	4,100			
	100	3,100	4,100			
	101	3,100	4,200			
	102	3,100	4,200			
	103	3,100	4,200			
	104	3,100	4,200			
	105	3,200	4,300			
	106	3,200	4,300			
	107	3,200	4,300			
	108	3,200	4,300			
	109	3,200	4,400			
	110	3,200	4,400			
	111	3,200	4,400			
	112	3,200	4,400			
113	3,200	4,400				

職員 の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級					
		114	3,200	4,400							
	115	3,200	4,400								
	116	3,200	4,400								
	117	3,300	4,500								
	118	3,300	4,500								
	119	3,300	4,500								
	120	3,300	4,500								
	121	3,300	4,600								
	122	3,300	4,600								
	123	3,300	4,600								
	124	3,300	4,600								
	125	3,300	4,700								
	126		4,700								
	127		4,700								
	128		4,700								
	129		4,700								
	130		4,700								
	131		4,700								
	132		4,700								
	133		4,700								
	134		4,700								
	135		4,700								
	136		4,700								
	137		4,700								
	138		4,700								
	139		4,700								
	140		4,700								
	141		4,700								
	142		4,700								
	143		4,700								
	144		4,700								
	145		4,800								
	146		4,800								
	147		4,800								
	148		4,800								
	149		4,900								
	150		4,900								
	151		4,900								
	152		4,900								
	153		4,900								
	154		4,900								
	155		4,900								
	156		4,900								
	157		4,900								
	158		4,900								
	159		4,900								
	160		4,900								
	161		4,900								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 給	準 料 月 額								
			円 2,200		円 2,600		円 3,200		円 3,500		円 4,400

2 一般職の職員の給与に関する条例教育職給料表（二）及び市町村立学校職員の給与に関する条例教育職給料表（一）適用職員

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	円	円	円	円	円
	1	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	2	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	3	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	4	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	6	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	7	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	8	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	10	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	11	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	12	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	14	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	15	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	16	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	18	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	19	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	20	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	22	1,700	2,200	3,500	4,400	
	23	1,700	2,200	3,500	4,400	
	24	1,700	2,200	3,500	4,400	
	25	1,800	2,300	3,700	4,600	
	26	1,800	2,300	3,700	4,600	
	27	1,800	2,300	3,700	4,600	
	28	1,800	2,300	3,700	4,600	
	29	1,900	2,400	3,800	4,700	
	30	1,900	2,400	3,800	4,700	
	31	1,900	2,400	3,800	4,700	
	32	1,900	2,400	3,800	4,700	
	33	1,900	2,600	3,900	4,700	
	34	1,900	2,600	3,900	4,700	
	35	1,900	2,600	3,900	4,700	
	36	1,900	2,600	3,900	4,700	
	37	2,000	2,600	4,000	4,800	
	38	2,000	2,600	4,000	4,800	
	39	2,000	2,600	4,000	4,800	
	40	2,000	2,600	4,000	4,800	
	41	2,200	2,800	4,000	4,900	
	42	2,200	2,800	4,000	4,900	
	43	2,200	2,800	4,000	4,900	
	44	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45	2,200	3,000	4,100	5,000	
	46	2,200	3,000	4,100	5,000	
	47	2,200	3,000	4,100	5,000	
	48	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49	2,300	3,200	4,200	5,100	
	50	2,300	3,200	4,200	5,100	
	51	2,300	3,200	4,200	5,100	
	52	2,300	3,200	4,200	5,100	

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	2,400	3,300	4,400	5,100	
	54	2,400	3,300	4,400	5,100	
	55	2,400	3,300	4,400	5,100	
	56	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57	2,400	3,400	4,400	5,200	
	58	2,400	3,400	4,400	5,200	
	59	2,400	3,400	4,400	5,200	
	60	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61	2,500	3,500	4,500	5,200	
	62	2,500	3,500	4,500		
	63	2,500	3,500	4,500		
	64	2,500	3,500	4,500		
	65	2,600	3,700	4,700		
	66	2,600	3,700	4,700		
	67	2,600	3,700	4,700		
	68	2,600	3,700	4,700		
	69	2,600	3,800	4,700		
	70	2,600	3,800	4,700		
	71	2,600	3,800	4,700		
	72	2,600	3,800	4,700		
	73	2,700	3,800	4,700		
	74	2,700	3,800	4,700		
	75	2,700	3,800	4,700		
	76	2,700	3,800	4,700		
	77	2,800	3,900	4,700		
	78	2,800	3,900	4,700		
	79	2,800	3,900	4,700		
	80	2,800	3,900	4,700		
	81	2,800	4,000	4,800		
	82	2,800	4,000	4,800		
	83	2,800	4,000	4,800		
	84	2,800	4,000	4,800		
	85	2,800	4,100	5,000		
	86	2,800	4,100	5,000		
	87	2,800	4,100	5,000		
	88	2,800	4,100	5,000		
	89	2,900	4,200	5,000		
	90	2,900	4,200	5,000		
	91	2,900	4,200	5,000		
	92	2,900	4,200	5,000		
	93	3,000	4,300	5,000		
	94	3,000	4,300	5,000		
	95	3,000	4,300	5,000		
	96	3,000	4,300	5,000		
	97	3,100	4,400	5,100		
	98	3,100	4,400			
	99	3,100	4,400			
	100	3,100	4,400			
	101	3,100	4,400			
	102	3,100	4,400			
	103	3,100	4,400			
	104	3,100	4,400			
	105	3,200	4,500			
	106	3,200	4,500			
	107	3,200	4,500			
	108	3,200	4,500			
	109	3,200	4,600			
	110	3,200	4,600			
	111	3,200	4,600			
	112	3,200	4,600			
	113	3,200	4,700			

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給					
	114	3,200	4,700			
	115	3,200	4,700			
	116	3,200	4,700			
	117	3,300	4,700			
	118	3,300	4,700			
	119	3,300	4,700			
	120	3,300	4,700			
	121	3,300	4,700			
	122	3,300	4,700			
	123	3,300	4,700			
	124	3,300	4,700			
	125	3,300	4,700			
	126	3,300	4,700			
	127	3,300	4,700			
	128	3,300	4,700			
	129	3,400	4,700			
	130	3,400	4,700			
	131	3,400	4,700			
	132	3,400	4,700			
	133	3,400	4,800			
	134	3,400	4,800			
	135	3,400	4,800			
	136	3,400	4,800			
	137	3,400	4,900			
	138	3,400	4,900			
	139	3,400	4,900			
	140	3,400	4,900			
	141	3,500	4,900			
	142	3,500	4,900			
	143	3,500	4,900			
	144	3,500	4,900			
	145	3,500	4,900			
	146	3,500	4,900			
	147	3,500	4,900			
	148	3,500	4,900			
	149	3,500	4,900			
	150	3,500				
	151	3,500				
	152	3,500				
	153	3,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基給 料 月 額				
		円 2,200	円 2,600	円 3,200	円 3,500	円 4,400

令和7年10月28日

(技能労務職員)

### 令和7年度給与改定について

一般職員に準じて、令和7年度の給与改定を下記のとおり実施したい。

#### 1 給料表

一般職員に準じ改定する。

(1) 給料表を別紙1のとおり改定する。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額及び暫定再任用職員の給料月額を234,862円とする。

#### 2 諸手当

一般職員の例により次のとおり改定する。

(1) 地域手当

県内地域の支給割合を令和8年度は0.5%とし、令和9年度に廃止する。

(2) 通勤手当

ア 自動車等使用者に対する手当額を別紙2のとおりとする。

イ 自動車等使用者に対する手当について、「100km以上」を上限とする新たな距離区分を設け、手当額を別紙3のとおりとする。

(3) 特勤手当及び特勤手当に準ずる手当

ア 地域手当が支給される場合に特勤手当の支給額を減ずる措置を廃止する。

イ 手当額の算定基礎について、現に受ける給料等のみを用いることとする。

(4) 宿日直手当

手当額を次のとおりとする。

区 分	手当額
庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務	4,700円
村上地域振興局地域整備部三面分室、新潟地域振興局新津地域整備部早出分室及び三条地域振興局地域整備部笠堀分室におけるダムの管理等のための当直勤務	5,600円

(注) 勤務時間が5時間未満の場合の手当額は、上記の額に100分の50を乗じて得た額

(5) 期末手当及び勤勉手当

令和7年度及び令和8年度以降の支給割合を次のとおりとする。

ア 一般職員

区 分		令和7年度	令和8年度以降
6月	期末手当	1.25 月	<u>1.2625月</u>
	勤勉手当	1.05 月	<u>1.0625月</u>
12月	期末手当	<u>1.275月</u>	<u>1.2625月</u>
	勤勉手当	<u>1.075月</u>	<u>1.0625月</u>
計		<u>4.65 月</u>	<u>4.65 月</u>

イ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員

区 分		令和7年度	令和8年度以降
6月	期末手当	0.6875月	<u>0.7 月</u>
	勤勉手当	0.5125月	<u>0.525月</u>
12月	期末手当	<u>0.7125月</u>	<u>0.7 月</u>
	勤勉手当	<u>0.5375月</u>	<u>0.525月</u>
計		<u>2.45 月</u>	<u>2.45 月</u>

3 経験年数換算表

別紙4のとおりとする。

4 実施時期

令和7年4月1日

ただし、2(5)の令和7年度の支給割合を改定する部分については令和7年12月1日から、2(1)の令和8年度の支給割合を改定する部分、2(2)イ、2(5)の令和8年度以降の支給割合を改定する部分及び3については令和8年4月1日から、2(1)の令和9年度の支給割合を改定する部分については令和9年4月1日から実施する。

## 別紙 1

## 技能労務職給料表

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	198,200	240,400	260,400	276,300	309,800
2	199,900	241,200	261,300	277,300	311,300
3	201,600	242,000	262,200	278,300	312,700
4	203,300	242,700	263,100	279,300	314,100
5	205,000	243,400	264,100	280,300	315,500
6	206,700	244,100	265,000	281,300	316,600
7	208,300	244,900	266,000	282,200	317,600
8	209,900	245,600	266,900	283,200	318,800
9	211,500	246,400	267,800	284,200	320,000
10	213,000	247,100	268,600	285,200	321,600
11	214,500	247,800	269,300	286,200	323,200
12	215,900	248,400	269,700	287,200	324,800
13	217,300	249,100	270,300	288,200	326,200
14	218,800	249,500	270,700	289,500	327,800
15	220,300	250,000	271,100	290,800	329,400
16	221,800	250,400	271,500	292,000	331,000
17	223,200	250,900	271,900	293,200	332,400
18	224,600	251,300	272,400	294,500	334,100
19	226,000	251,800	272,900	295,700	335,700
20	227,400	252,200	273,500	296,900	337,300
21	228,800	252,500	274,200	297,900	338,700
22	229,800	252,800	274,800	299,100	340,400
23	230,900	253,100	275,400	300,300	342,100
24	232,000	253,400	276,200	301,600	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,900	344,900
26	233,800	254,400	277,700	303,900	346,800
27	234,700	254,800	278,200	304,900	348,500
28	235,500	255,300	278,900	305,900	350,100
29	236,400	255,800	279,700	307,000	351,600
30	237,200	256,300	280,400	308,200	353,200
31	238,000	256,700	281,100	309,300	354,800
32	238,800	257,100	281,700	310,500	356,400
33	239,600	257,400	282,400	311,600	358,100
34	240,100	257,900	283,100	312,900	359,900
35	240,600	258,400	283,800	314,200	361,700
36	241,100	258,800	284,400	315,500	363,500
37	241,700	259,200	285,000	316,700	365,000
38	242,200	259,700	285,700	318,000	366,400
39	242,700	260,100	286,300	319,300	367,800
40	243,200	260,500	286,800	320,600	369,200
41	243,700	260,900	287,200	321,900	370,700
42	244,000	261,300	287,700	323,100	371,500
43	244,300	261,800	288,100	324,400	372,400
44	244,700	262,100	288,500	325,500	373,400
45	245,100	262,400	289,000	326,400	374,300
46	245,500	262,800	289,500	327,700	375,400
47	245,900	263,200	290,000	329,000	376,300
48	246,300	263,500	290,300	330,300	377,300
49	246,600	263,900	290,700	331,400	378,200
50	246,900	264,300	291,100	332,700	378,900

51	247,200	264,600	291,500	333,900	379,600
52	247,500	264,900	292,000	335,100	380,200
53	247,700	265,300	292,300	336,400	380,600
54	248,000	265,600	292,700	337,400	381,200
55	248,300	265,900	293,200	338,500	381,800
56	248,600	266,300	293,700	339,600	382,500
57	248,800	266,600	294,100	340,300	382,800
58	249,100	266,900	294,700	341,200	383,500
59	249,400	267,200	295,200	341,900	384,200
60	249,600	267,500	295,800	342,700	384,800
61	249,800	267,800	296,400	343,500	385,100
62	250,100	268,100	296,900	343,900	385,600
63	250,400	268,400	297,500	344,400	386,200
64	250,600	268,700	298,000	345,100	386,800
65	250,800	268,900	298,500	345,900	387,100
66	251,100	269,200	299,000	346,600	387,700
67	251,400	269,500	299,500	347,300	388,400
68	251,600	269,700	300,000	347,900	389,000
69	251,800	269,900	300,400	348,400	389,400
70	252,100	270,200	300,800	349,000	389,900
71	252,400	270,500	301,200	349,500	390,500
72	252,600	270,700	301,600	350,100	391,000
73	252,800	270,900	302,000	350,400	391,500
74	253,100	271,200	302,300	350,900	392,100
75	253,400	271,500	302,700	351,200	392,500
76	253,600	271,700	303,100	351,600	392,800
77	253,800	271,900	303,500	352,000	393,200
78	254,100	272,200	303,900	352,500	393,700
79	254,400	272,500	304,300	353,000	394,100
80	254,600	272,700	304,700	353,500	394,500
81	254,800	272,900	305,000	353,800	394,900
82	255,100	273,200	305,500	354,200	395,400
83	255,300	273,500	305,900	354,600	395,800
84	255,600	273,700	306,400	355,000	396,200
85	255,800	273,900	306,700	355,300	396,500
86	256,000	274,100	307,200	355,700	397,000
87	256,300	274,400	307,700	356,100	397,400
88	256,600	274,700	308,000	356,500	397,800
89	256,800	274,900	308,400	356,700	398,100
90	257,100	275,100	308,900	357,100	398,600
91	257,400	275,400	309,400	357,500	399,000
92	257,600	275,600	309,900	357,900	399,400
93	257,800	275,900	310,200	358,100	399,700
94	258,100	276,200	310,600	358,400	
95	258,400	276,500	311,000	358,800	
96	258,600	276,700	311,500	359,100	
97	258,800	276,900	311,900	359,400	
98	259,100	277,200	312,300	359,800	
99	259,400	277,400	312,600	360,200	
100	259,600	277,700	312,900	360,600	
101	259,800	277,900	313,200	361,100	
102	260,100	278,100	313,600	361,500	
103	260,400	278,400	313,900	361,900	
104	260,600	278,700	314,300	362,300	
105	260,800	278,900	314,600	362,800	
106		279,100	315,000	363,200	
107		279,400	315,400	363,500	
108		279,600	315,600	363,800	
109		279,900	315,800	364,200	
110		280,200	316,100		

111	280,500	316,400
112	280,700	316,600
113	280,900	316,800
114	281,200	317,100
115	281,400	317,400
116	281,600	317,600
117	281,900	317,800
118	282,200	318,100
119	282,500	318,400
120	282,700	318,600
121	282,900	318,800
122	283,100	319,100
123	283,400	319,400
124	283,700	319,600
125	283,900	319,800
126	284,100	320,100
127	284,400	320,400
128	284,700	320,600
129	284,900	320,800
130	285,100	
131	285,400	
132	285,700	
133	285,900	
134	286,100	
135	286,400	
136	286,700	
137	286,900	

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

## 別紙 2

## 自家用車等使用者に対する通勤手当（令和7年4月実施）

片道の使用距離	現 行	改定後
4 km未満	2,900円	2,900円
4 km以上 6 km未満	4,000円	4,000円
6 km以上 8 km未満	5,100円	5,100円
8 km以上10km未満	6,200円	6,300円
10km以上12km未満	7,400円	7,500円
12km以上14km未満	8,500円	8,700円
14km以上16km未満	9,600円	9,900円
16km以上18km未満	10,700円	11,000円
18km以上20km未満	11,800円	12,200円
20km以上22km未満	12,900円	13,400円
22km以上24km未満	13,900円	14,500円
24km以上26km未満	15,000円	15,700円
26km以上28km未満	16,000円	16,800円
28km以上30km未満	17,000円	18,000円
30km以上32km未満	18,100円	19,100円
32km以上34km未満	19,100円	20,200円
34km以上36km未満	20,200円	21,400円
36km以上38km未満	21,200円	22,500円
38km以上40km未満	22,200円	23,600円
40km以上42km未満	23,300円	24,800円
42km以上44km未満	24,300円	25,900円
44km以上46km未満	25,400円	27,100円
46km以上48km未満	26,400円	28,200円
48km以上50km未満	27,400円	29,300円
50km以上52km未満	28,500円	30,500円
52km以上54km未満	29,500円	31,600円
54km以上56km未満	30,600円	32,800円
56km以上58km未満	31,600円	33,900円
58km以上60km未満	32,600円	35,000円
60km以上62km未満	33,700円	36,200円
62km以上64km未満	34,700円	37,300円
64km以上66km未満	35,800円	38,500円
66km以上68km未満	36,800円	39,600円
68km以上70km未満	37,800円	40,700円
70km以上72km未満	38,900円	41,900円
72km以上74km未満	39,900円	43,000円
74km以上76km未満	41,000円	44,200円
76km以上78km未満	42,000円	45,300円
78km以上80km未満	43,000円	46,400円
80km以上	44,100円	47,600円

### 別紙 3

#### 自家用車等使用者に対する通勤手当（令和8年4月実施）

片道の使用距離	手当額
80km以上82km未満	47,600円
82km以上84km未満	48,700円
84km以上86km未満	49,900円
86km以上88km未満	51,000円
88km以上90km未満	52,100円
90km以上92km未満	53,300円
92km以上94km未満	54,400円
94km以上96km未満	55,600円
96km以上98km未満	56,700円
98km以上100km未満	57,800円
100km以上	59,000円

## 別紙 4

## 経験年数換算表

経 歴		換算率	備 考
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	10割	
	その他の期間	10割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下	
	その他の期間	2割5分以下	部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は「5割以下」とすることができる。